

令和4年4月28日

特定随意契約に係る契約締結前の公表

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約（特定随意契約）について大竹市契約規則（昭和39年大竹市規則第16号）第18条の2第1項の規定により次のとおり契約締結前の公表を行います。

なお、契約の相手方の決定方法および選定基準については、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体で、高齢者等の雇用の安定確保に寄与できる者としております。

契約の名称	契約の概要	契約の履行期間 又は履行期日	契約の締結 予 定 日	契約事務 の担当課
大竹市議会議員補 欠選挙ポスター掲 示場設置等業務委 託	大竹市議会議員補欠選挙 ポスター掲示場の設置・ 管理・撤去	令和4年5月から6月まで	令和4年 5月上旬	選挙管理委員会 事務局